

2021年11月22日

宿泊事業者・旅行事業者の皆様

宿泊商品等造成に関するご注意事項

大阪いらっしやいキャンペーン 2021
事務局

平素は格別のご高配を賜り誠にありがとうございます。

標記の件、キャンペーン対象商品造成の際、下記にご留意の上、ご対応いただきますよう
よろしく願い申し上げます。

1. 本キャンペーンの割引基準価格は、販売元が提供するポイントサービスや株主優待な
どを適用した後の金額が対象価格となります。

(例) 10,000 円の宿泊プラン

・ 宿泊代金	10,000 円	
・ 独自ポイント	2,000 円	(販売元独自のポイントや株主優待など)
・ 割引適用前	8,000 円	(割引基準価格)
・ 割引額	4,000 円	(いらっしやいキャンペーンによる割引)
・ 販売金額	4,000 円	(お客様への販売価格)

2. 不当景品類及び不当表示防止法（景品表示法）、旅行業法などの法令、公序良俗に反し
ないもの

■景品表示法における総付景品は取引価額の 20%が限度とされています。

(※取引価額が 1,000 円未満の場合は 200 円)

換金性のある金券等の特典は、上記に十分注意した上で設定してください。

※詳細は下記消費者庁窓口にお問い合わせください。

<https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/contact/>

■景品表示法における取引価額は「お客様が実際に支払う金額」です。

割引適用前の金額ではありませんのでご注意ください。

(例) 10,000 円の宿泊プラン

・ 宿泊代金	10,000 円	
・ 割引額	5,000 円	
・ 販売金額	5,000 円	→ 5,000 円に対しての 20% (1,000 円) が限度

■各種特典を付与した後、宿泊や旅行代金が「実質無料」や「ゼロ円」以下となる表現の商品設定は行わないでください。

3. 館内利用券付プランを設定する場合は、その当該利用店舗が「クーポン加盟店舗」で、かつ旅行期間中のみ有効で、換金性が無い場合のみ設定可能とします。
(クーポン加盟店舗一覧については、本キャンペーンサイト参照ください)
4. 「その他、事務局が対象商品として適切でないと判断するもの」に関して、具体的なガイドラインは下記の通りです。
 - ・観光を主たる目的としていないもの
 - ・感染拡大防止の観点から問題があるもの
 - ・商品に含まれるサービス内容が、宿泊料金を大きく上回り、かつ社会通念上、適当であると認められないもの

上記の留意事項、ガイドラインに反するプランの造成販売があった場合、キャンペーンの適用対象外となりますので、十分ご留意ください。

以上